

春日井市障がい者総合福祉計画

(骨子案)

平成20年8月

春日井市

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の性格	2
3 計画の対象	2
4 計画の期間	3

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	4
2 基本目標	5
3 基本的な視点	6
4 重点課題	7
5 施策の体系	8

第3章 障がい者の推移と推計

1 本市の人口および障がい者の推移と推計	12
2 年齢別手帳所持者数の推移と推計	13

第4章 障がい者福祉施策の推進

1 啓発と交流の促進	15
2 保健・医療の充実	15
3 保育・教育の充実	16
4 雇用・就労の促進	16
5 福祉サービスの充実	17
6 生活環境の整備	17
7 スポーツ・文化・レクリエーション活動の推進	18
8 情報・コミュニケーション体制の推進	18

第5章 障がい福祉サービス等の現状と推計

1 計画の見直しの視点	19
2 障がい福祉サービス等の現状と評価	19
3 平成23年度までの目標	20
4 障がい福祉サービス等に関する見込量と確保のための方策	22
5 地域生活支援事業に関する見込量と確保のための方策	25

第6章 計画の推進

1 庁内関連機関の連携	27
2 関係機関との連携	27
3 人材の育成・確保	27
4 計画の進行管理	27
5 計画の弾力的な運用	27

参考資料

1 策定の経緯と体制	
2 障がい者の推移と現状	
3 市内の障がい者福祉施設等	
4 障がい者のニーズに関する調査の概要	
5 関係用語集	

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国の障がい者施策は、平成5年度に策定された「障害者対策に関する新長期計画」により展開してきました。その後、平成14年に「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念を継承するとともに、障がいの有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指し、新しい障害者基本計画が策定されました。

また、同時に「重点施策実施5か年計画」が策定され、障がい福祉サービスの目標量が示されました。

平成15年4月からは支援費制度が導入され、従来の措置制度にかわって利用者が必要な障がい者福祉サービスを主体的に選択できるようになりました。平成17年4月には、発達障がい者の自立及び社会参加に関する生活全般にわたる支援を図る発達障害者支援法、平成18年4月には、障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指すため障害者自立支援法が施行されました。また、平成19年12月には、障害者基本計画の後期5か年における諸施策の着実な推進を図るため、新たな「重点施策実施5か年計画」が策定されました。

愛知県においては、平成13年に「21世紀あいち福祉ビジョン」を策定し、「自立と自己実現を支える福祉」を目指した長期的な福祉の進むべき方向を定めて、障がい者施策を推進しています。

本市においても、平成9年度に「ともに生きるまち春日井」をテーマとした「春日井市障害者計画」、平成16年に「第2次春日井市障害者計画」を策定し、障がい者福祉に関する施策を展開してきました。

このような中で、社会生活環境、家族形態とその機能が大きく変化し、障がいの重度化・重複化、障がいのある人の高齢化等により福祉ニーズも多様化してそれに伴う新たな課題も生じてきました。さらに、障害者自立支援法において、市町村においてサービス種類ごとの必要量の見込みと見込み量確保のための計画として「障がい福祉計画」の策定も義務付けられ、平成18年度に春日井市障害福祉計画（第1期）を策定しています。

本計画は、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「第2次春日井市障害者計画」の見直しを行うとともに、新たに障害者自立支援法に基づく「春日井市障がい福祉計画（第2期）」の策定を行うものです。

2 計画の性格

本計画は、障害者基本法に基づく「障がい者計画」と障害者自立支援法に基づく「障がい福祉計画」を一体的に策定するもので、これらの計画が整合と調和の保たれたものとするため、両計画を総称して「障がい者総合福祉計画」としました。

	障がい者計画	障がい福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (平成19年4月1日一部改正法施行)	障害者自立支援法 (平成18年4月1日施行)
性 格	障がい者の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障がい者のための施策に関する基本的な計画(障害者基本法第9条)長期的な見通しにたって効果的な障がい者施策の展開を図る計画	各年度における障がい福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み、見込み量の確保のための方策等の計画
位置づけ	国の「障害者基本計画」および愛知県「21世紀あいち福祉ビジョン」を基本とした春日井市総合計画の部門計画	障がい者計画の生活支援に関連した部分を中心とした施策の具体的な数値目標

3 計画の対象

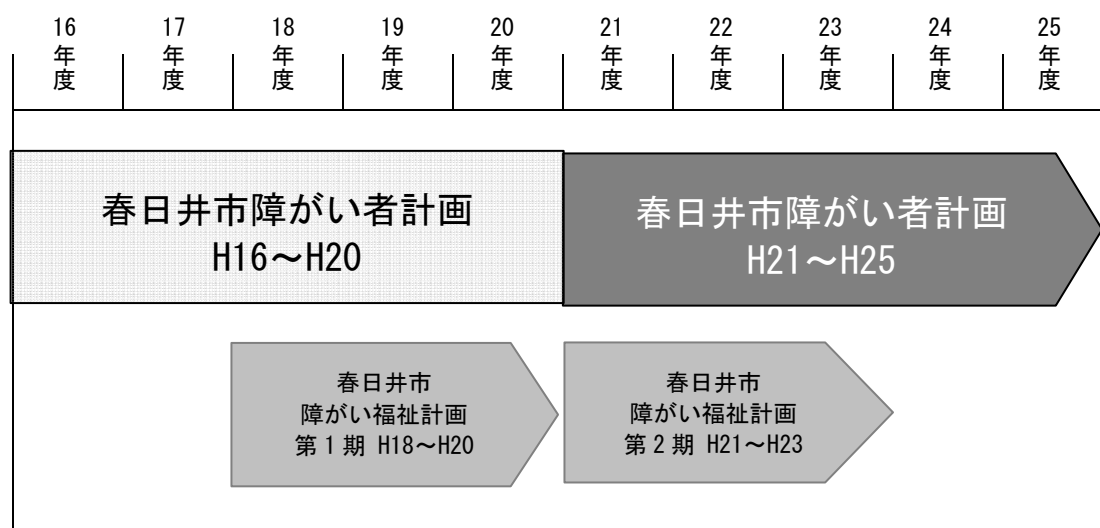
この計画の対象範囲は、障害者基本法の理念に基づき、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児および難病患者などとします。このため、サービスの利用対象者は、各種手帳制度の認定による障がい者だけでなく、より幅広く障がい者を対象とします。

4 計画の期間

障がい者計画の期間は、平成25年度までとします。

障がい福祉計画の期間は、旧体系の福祉施設が新たなサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標として、第2期を平成21年度から平成23年度の3か年とします。

ただし、国、県等の動向を踏まえて関係機関との連携を図り、障がい者のニーズや社会情勢の変化に対応するため必要に応じて見直しを行います。



第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市においては、誰もが地域の中であたりまえの生活が送れる社会を目指す「ノーマライゼーション」と、一人の人間として人間性の回復を目指す「リハビリテーション」の理念に基づき、「完全参加と平等」、「権利擁護（アドボカシー）」、「バリアフリー」の達成に向けて、障がい者施策に取り組んできました。

障がいのある人の社会参加と自立を考えると、自己選択、自己決定、自己管理、自己実現できるような生活をめざし、それを推進し、援助することが必要です。

また、障がいのある人の生活については、日常生活における質的向上や、一人の市民として自立や社会参加への意識が強まっている中で、住み慣れた地域で自分らしく充実した人生を過ごすことが重視されています。

そのためには、障がいのある人に対して、公的な支援のみでなく、地域社会で支え合うことが重要であり、地域での助け合いと公的な支援を両輪とした、誰もが生きがいを持って暮らしていける地域社会の構築をめざすことが必要です。

誰もが住みなれた地域や家庭でともに生活ができるような社会を築いていくという「ノーマライゼーション」の理念と、障がいのある人の持つ能力を最大限に発揮させ全人間的な復権をめざすという「リハビリテーション」の理念の2つの基本理念を踏まえ、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現をめざしていきます。

(1) ノーマライゼーション

ノーマライゼーションとは、「社会的な不利を負う人々が社会で特別な扱いを受けることなく、他の人々と共に社会生活を営んでいけることこそノーマル（正常）」という考え方です。つまり、障がいのある人をはじめ、誰もが地域のなかであたりまえの暮らしができる社会をめざそうという理念です。

(2) リハビリテーション

リハビリテーションとは、医学的なリハビリテーションにとどまらず、職業能力開発や職業適性を高める職業的リハビリテーション、特別な支援を行う教育による教育的リハビリテーション、社会生活力を高める社会的リハビリテーションなどを含めて、ライフステージ（人生の各段階）において、全人間的な復権（何らかの障がいのある人がその人の能力を最大限まで引き出すこと）をめざそうという理念です。

(3) 共生社会

共生社会とは、「国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う」社会という考え方であり、住み慣れた地域で共に支え合いながら生き生きと安心して暮らしてつづけられる社会をめざそうという理念です。

そして、障がいのある人も社会の対等な構成員として人格を尊重され、自らの選択と決定のもとに社会活動に参加するとともに、社会の一員としての責任を分担することが必要とされています。

2 基本目標

障がいのある人もない人も、自らの生活を主体的に選択し、住み慣れた家庭や地域の中で生き生きと安心して暮らしてつづけられる思いやりと笑顔あふれるまちをめざし、「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」、「共生社会」を基本理念とし、地域の特色を生かしながら、誰もが互いに尊重し合い、支え合い、助け合うことのできる福祉文化を培い、市民の意識を育み、ともに学び、ともに働くことができるまちづくりを進めるため、

『

』

を基本目標とします。

3 基本的な視点

本計画では、施策の取り組む基本的な視点を次のように設定します。

- (1) 社会のバリアフリー化
- (2) 自己実現の支援
- (3) ライフステージに対応した施策の推進
- (4) 多様化するニーズへの対応
- (5) 社会全体での支援

4 重点課題

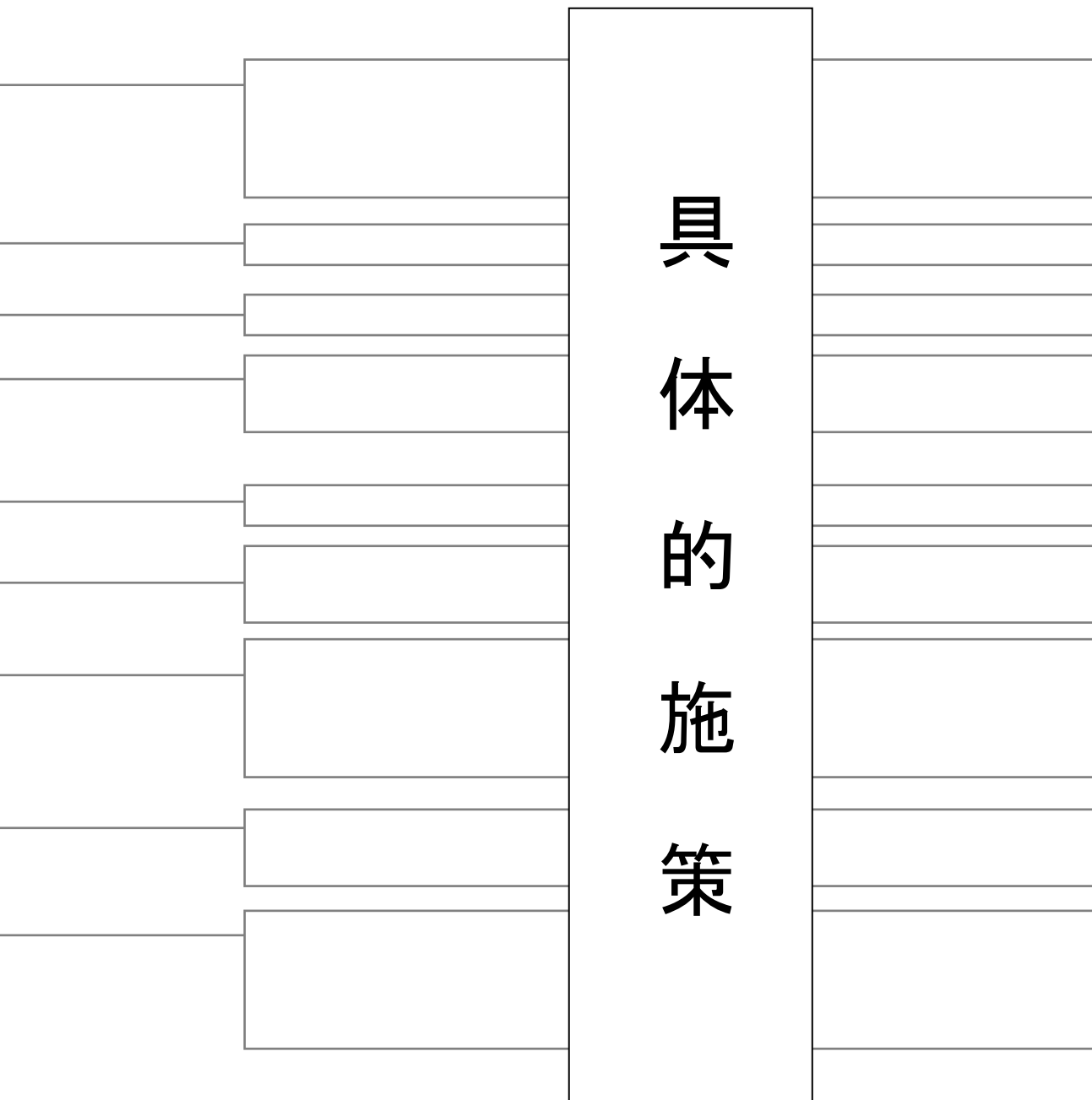
本計画は、次の4つを重点課題として取り上げ、積極的に施策を推進していきます。

- ①施設入所から地域移行
- ②地域生活支援の充実
- ③雇用・就労の促進
- ④障がいのある人の自立支援

5 施策の体系

障がいのある人支援の施策を推進するため、先に述べた4つの重点課題をふまえ、8分野において、その項目ごとにそれぞれの計画内容を示します。









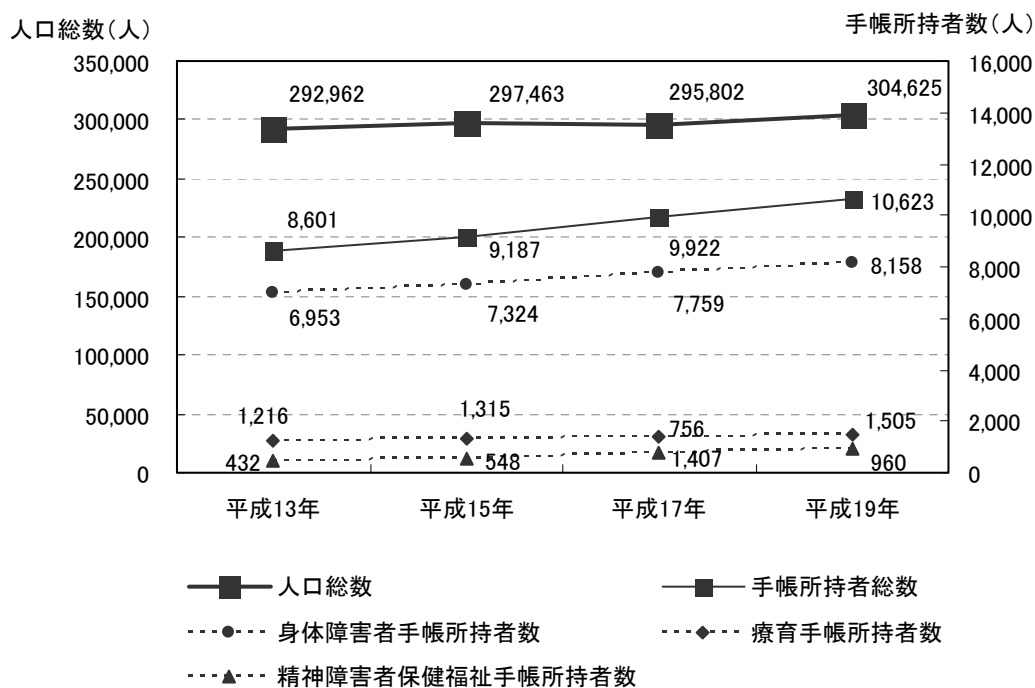
第3章 障がい者の推移と推計

1 本市の人口および障がい者の推移と推計

本市の総人口は、平成13年10月1日現在で292,962人、平成19年10月1日現在304,625人となっており、増加傾向となっています。障がい者手帳所持者数も年々増加しており、平成19年10月1日現在10,623人となっています。

また、本市の総人口に対する各障がい者手帳所持者数の比率をみると、平成19年10月1日現在で、手帳所持者数全体で3.49%、身体障がい者手帳所持者数で2.68%、療育手帳所持者数で0.49%、精神障がい者保健福祉手帳所持者数で0.32%となっており、各障がい者手帳所持者数の比率は年々増加しています。

図表 本市の総人口と各障がい者手帳所持者数の推移



(単位：人)

区 分	平成13年 (2001)	平成15年 (2003)	平成17年 (2005)	平成19年 (2007)	
人口総数	292,962	297,463	295,802	304,625	
手帳所持者総数	8,601	9,187	9,922	10,623	
対総人口比率	2.94%	3.09%	3.35%	3.49%	
内 訳	身体障がい者手帳所持者数	6,953	7,324	7,759	8,158
	対総人口比率	2.37%	2.46%	2.62%	2.68%
	療育手帳所持者数	1,216	1,315	1,407	1,505
	対総人口比率	0.42%	0.44%	0.48%	0.49%
	精神障がい者保健福祉手帳所持者数	432	548	756	960
	対総人口比率	0.15%	0.18%	0.26%	0.32%

各年10月1日現在

2 年齢別手帳所持者数の推移と推計

(1) 身体障がい者手帳所持者の推移と推計

年齢別の身体障がい者手帳所持者数の推移をみると、児童期、青年期、壮年期、高齢期の方がともに増加しています。平成19年10月1日現在の身体障がい者手帳所持者の年齢別構成比をみると、高齢期の方が60.52%と最も多く、次いで壮年期の方が29.21%となっています。

(単位：人)

区分	児童期	青年期	壮年期	高齢期	合計
平成13年	208	552	2,461	3,732	6,953
構成比率	2.99%	7.94%	35.39%	53.67%	100.00%
平成15年	217	571	2,416	4,120	7,324
構成比率	2.96%	7.80%	32.99%	56.25%	100.00%
平成17年	182	566	2,099	4,912	7,759
構成比率	2.35%	7.29%	27.05%	63.31%	100.00%
平成19年	205	633	2,383	4,937	8,158
構成比率	2.51%	7.76%	29.21%	60.52%	100.00%

各年10月1日現在

※年齢区分は、児童期（18歳未満）、青年期（18～39歳）、壮年期（40～64歳）、高齢期（65歳以上）

(2) 療育手帳所持者の推移と推計

年齢別の療育手帳所持者数の推移をみると、児童期、青年期、壮年期、高齢期の方がともに増加傾向しています。平成19年10月1日現在の療育手帳所持者の年齢別構成比をみると、青年期の方が48.50%と最も多く、次いで児童期の方が30.63%となっています。

(単位：人)

区分	児童期	青年期	壮年期	高齢期	合計
平成13年	362	655	175	24	1,216
構成比率	29.77%	53.87%	14.39%	1.97%	100.00%
平成15年	434	669	183	29	1,315
構成比率	33.00%	50.87%	13.92%	2.21%	100.00%
平成17年	371	725	271	40	1,407
構成比率	26.37%	51.53%	19.26%	2.84%	100.00%
平成19年	461	730	275	39	1,505
構成比率	30.63%	48.50%	18.27%	2.59%	100.00%

各年10月1日現在

※年齢区分は、児童期（18歳未満）、青年期（18～39歳）、壮年期（40～64歳）、高齢期（65歳以上）

(3) 精神障がい者保健福祉手帳所持者の推移と推計

年齢別の精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、児童期、青年期、壮年期、高齢期の方がともに増加しています。平成19年10月1日現在の精神障がい者保健福祉手帳所持者の年齢別構成比をみると、壮年期の方が49.90%と最も多く、次いで青年期の方が32.71%となっています。

(単位：人)

区 分	児童期	青年期	壮年期	高齢期	合計
平成13年	1	143	241	47	432
構成比率	0.23%	33.10%	55.79%	10.88%	100.00%
平成15年	2	178	295	73	548
構成比率	0.36%	32.48%	53.83%	13.32%	100.00%
平成17年	3	212	403	138	756
構成比率	0.40%	28.04%	53.31%	18.25%	100.00%
平成19年	5	314	479	162	960
構成比率	0.52%	32.71%	49.90%	16.88%	100.00%

各年10月1日現在

※年齢区分は、児童期（18歳未満）、青年期（18～39歳）、壮年期（40～64歳）、高齢期（65歳以上）

第4章 障がい者福祉施策の推進

1 啓発と交流の推進

障がいのある人が地域で安心して暮らすためには、すべての市民が障がいに対する理解を深めることが重要です。近年では、啓発・広報活動が進んでおり、ノーマライゼーションの理念も市民に浸透しつつあると思われます。

しかし、アンケート調査結果によると、市民の障がいのある人に対して、障がいを理由とする差別や偏見があると感じている人は9割弱と多く、広く市民に障がいや障がいのある人に対する正しい知識の普及と理解の啓発を行うことが必要です。

-
- (1) 啓発・広報活動の推進
 - (2) 地域福祉活動の促進
 - (3) 福祉教育の充実
 - (4) ボランティア活動の推進

2 保健・医療の充実

障がいの発生を予防するとともに、障がいを早期に発見するためには、保健医療の充実が重要です。

障がいの発生原因は疾病や疾患である場合も多く、日常からの生活習慣病などの疾病を予防するため、保健センターなどで実施する健康診査や健康相談などを有効活用できるよう周知を図るとともに、健康相談体制の充実を図ることが必要です。

また知的障がいや発達障がいについては、健康診査などでの徴候の発見から医療機関へつなげ、早期対応に結び付けていくことができるような体制の整備、相談支援体制の充実が求められています。

-
- (1) 障がいの発生予防
 - (2) 早期発見・早期療育体制の確立
 - (3) 精神保健福祉施策の推進

3 保育・教育の充実

障がいのある子どもに対しては、乳・幼児期に適切な対応を行い、可能性を最大限に伸ばし健やかな成長を促すことが大切です。また、発達状況や障がい特性は様々であるため、一人ひとりの障がいの特性に応じた、乳幼児期から児童期、就労に至るまでの一貫した支援の充実が求められています。

(1) 障がい児保育の充実

(2) 特別支援教育の充実

4 雇用・就労の促進

働くことは、社会の一員として自覚を持つ社会的側面、生きがいを持って生活を営む精神的側面、さらには、施設入所や入院している人が地域生活に移行し、グループホームやケアホームなども利用しながら生計を維持する経済的側面などを持っています。また、障害者自立支援法においても就労支援を抜本的に強化しており、障がいのある人への就労支援の充実が必要とされています。

(1) 障がい者雇用の促進

(2) 福祉的就労の充実

5 福祉サービスの充実

障がいのある人が、できる限り主体的に自立した生活を送れるようにするために、サービスの選択肢を広げ、生活の質の向上を実現できるよう障がい福祉サービスの充実が求められています。こうした中、わが国における障がい福祉サービスは、平成15年にその大部分が従来の措置制度から支援費制度に移行し、さらに平成18年の障害者自立支援法の施行により、サービス体系が大きく変革しています。これに伴い、今後は質・量ともに過不足ないサービス提供ができるように整備することが重要になります。

-
- (1) 生活支援事業の充実
 - (2) 在宅福祉の充実
 - (3) 施設福祉サービスの充実
 - (4) サービスの質の確保

6 生活環境の整備

障がいのある人が社会参加など積極的に活動をするときに、物理的な障壁（バリア）が妨げとなっている場合があります。この障壁を取り除くことで、活動できる範囲が広がり、生活の質（QOL）を向上することができます。また、高齢者、障がいのある人等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）が平成18年12月から施行され、公共施設等のバリアフリーをはじめ、障がいのある人や高齢者を含むすべての市民にとって安全で快適な生活環境が整備されることが求められています。

また、障がいのある人が安心して暮らせる社会を実現するために、日頃からの防犯・防災体制の確立や災害時における支援体制の充実が必要です。

-
- (1) 福祉のまちづくりの推進
 - (2) 住環境の整備
 - (3) 防犯、防災対策の充実

7 スポーツ・文化・レクリエーション活動の推進

障がいのある人一人ひとりが地域社会の一員として主体性を発揮し、いきいきとした生活を送るために、それぞれの障がいの特性に応じた、スポーツ・レクリエーションや文化活動への参加機会の拡充などが課題となっています。

スポーツ・レクリエーション活動は、障がいのある人の生活の質（QOL）を向上させるうえで重要な役割を果たすだけでなく、健康の増進・機能回復への効果も期待できます。

(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進

(2) 文化活動等の推進

8 情報・コミュニケーション体制の推進

障がいのある人に対して、様々なサービスや施策を提供するためには、情報提供の充実が重要です。IT（情報通信技術）機器や携帯電話などの情報伝達手段が普及しつつある中で、自宅にこもりがちな人や施設入所、入院している人など、情報の入手や発信が困難な状況におかれている人が、容易に情報の交換が行え、必要な情報をわかりやすく伝達できる仕組みが求められています。

障がいのある人が地域で充実した生活を送るためには、地域住民とお互いに理解をシェアることが重要です。そのためにも障がいのある人へのコミュニケーション支援の強化は重要なものです。

(1) 情報・コミュニケーション支援の充実

第5章 障がい福祉サービス等の現状と推計

1 計画の見直しの視点

第2期計画の策定に際して今回変更する主な内容は以下のとおり。(国の指針案)

○障害保健福祉圏域単位を標準としたサービス基盤整備の促進等に関する規定

- ・障がい者の地域移行等に対する取組みが立ち後れている地域においては、市町村単位で基盤整備を行うよりも障害福祉圏域等の単位で都道府県と市町村が協働して基盤整備を進めていくことが必要と考えられるため、そのような地域において具体的な基盤整備が促進されるよう

①障害保健福祉圏域等の単位で平成23年度において必要となるサービスの見直しを明らかにするとともに

②当該サービスに必要な事業所にかかる整備計画を策定する。

等の規定を盛り込む。

○障がい者の地域生活への移行の一層の促進に関する規定の追加

- ・「精神障害者地域移行支援特別対策事業」での取組みを障がい福祉計画上位位置づけること等により、精神障がい者の地域生活への移行を促進する。
- ・施設入所者数の7%以上削減の目標を踏まえ、新規入所者に対する考え方を明確化する。

○一般就労への移行支援の強化

- ・障がい者の一般就労への移行を一層促進するため、障がい者等に対し、障がい者の一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ることとともに、一般就労への円滑な移行のため、工賃倍増5か年計画等を障がい福祉計画において明確化する。

○相談支援体制の充実・強化

- ・相談支援体制の充実・強化を図るため、地域自立支援協議会の具体的な機能や在り方について、障がい福祉計画において明確化する。

2 障がい福祉サービス等の現状と評価

3 平成23年度までの目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

項目	数 値			備 考
	身体障がい者施設	知的障がい者施設	合 計	
入所者数 (A)	人	人	人	平成20年10月1日現在
平成23年度末の施設入所者数 (B)	人	人	人	平成23年度末時点の利用人員を見込む
【目標値】 削減見込 (A-B)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	差引減少見込数
【目標値】 地域生活移行者数	人 (%)	人 (%)	人 (%)	施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ移行する者の数

(2) 入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行

項目	数 値	備 考
退院可能精神障がいのある人の人数	人	平成20年 月 日現在の退院可能精神障がい者数
【目標値】 減少数	人	上記のうち、平成23年度末までに減少を目指す数

(3) 福祉施設利用者の一般就労への移行

項目	数値	備考
年間一般就労移行者数	人	20年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 平成23年度の年間一般就労移行者数	人	平成23年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

※福祉施設とは、

- ・身体障がい者 — 更生施設、療護施設、授産施設（入所、通所）、福祉工場、
小規模通所授産施設
- ・知的障がい者 — 更生施設（入所、通所）、授産施設（入所、通所）、福祉工場、
小規模通所授産施設
- ・精神障がい者 — 生活訓練施設、授産施設（入所、通所）、福祉工場、
小規模通所授産施設

4 障がい福祉サービス等に関する見込量と確保のための方策

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスには、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援のサービスがあります。

①居宅介護（ホームヘルプ）

居宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由の人で常に介護を必要とする人が対象となります。居宅で入浴、排せつ、食事の介護等から、外出時の移動支援等を総合的に行います。

③行動援護

自己判断能力が制限されている人が対象となります。行動するときに生じ得る危険を回避するための必要な支援や、外出時の移動支援等を行います。

④重度障害者等包括支援

介護の必要性が高い人が対象となります。居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、療養介護、児童デイサービス、短期入所（ショートステイ）のサービスがあります。

①生活介護

常に介護を必要とする人が対象となります。主に昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作活動又は生産活動の機会を提供します。

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行います。

③就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人が対象となります。定められた期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

④就労継続支援（A型・B型）

一般企業等への就労が困難な人が対象となります。働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

⑤療養介護

医療と常に介護を必要とする人が対象となります。医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話をを行います。

⑥児童デイサービス

障がいのある児童が対象となります。日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

⑦短期入所

介護者が病気の場合等の理由により、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

（3）居住系サービス

居宅系サービスには、共同生活介護、共同生活援助、施設入所支援等のサービスがあります。

①共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談その他日常生活の援助を行います。

②共同生活介護（ケアホーム）

夜間や休日に共同生活を営む住居で、入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

③施設入所支援

施設入所者に対して主に夜間に提供される、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。

(4) 相談支援（サービス利用計画作成事業）

障がい福祉サービス（施設入所支援、自立訓練、グループホーム、ケアホーム及び重度障害者等包括支援を除く）の利用が見込まれる人のうち、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障がいのある人に、計画的なプログラム等の必要な相談を提供します。

(5) 障がい福祉サービス等の見込み量

平成23年度までの障がい福祉サービスと相談支援の種類ごとの必要な量の見込みは、次のとおりです。

区 分	単 位	21 年度	22 年度	23 年度
居宅介護	時間			
重度訪問介護				
行動援護				
重度障害者等包括支援				
生活介護	人日			
自立訓練（機能訓練）	人日			
自立訓練（生活訓練）	人日			
就労移行支援	人日			
就労継続支援（A型）	人日			
就労継続支援（B型）	人日			
療養介護	人			
児童デイサービス	人日			
短期入所	人日			
共同生活援助	人			
共同生活介護				
施設入所支援	人			
相談支援	人			

(6) 障がい福祉サービス等の必要な見込量の確保のための方策

5 地域生活支援事業に関する見込量と確保のための方策

(1) 地域生活支援事業

① 相談支援事業

障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とし、障がいのある人などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行います。

② コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、手話通訳等の方法により、障がいのある人とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

④ 移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がいのある人について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促します。

⑤ 地域活動支援センター

地域活動支援センターに障がいのある人を受け入れ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障がいのある人の地域生活支援の促進を図ります。

③ 日常生活用具給付等事業

重度障がいのある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付等により、日常生活の便宜を図ります。

⑥ その他の事業

その他の地域生活支援事業として、日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業などを実施します。

(2) 地域生活支援事業等の見込量

平成23年度までの地域生活支援事業の種類ごとの必要な量の見込みは、次のとおりです。

	単位	21年度	22年度	23年度
相談支援事業				
障害者相談支援事業 (実施見込み箇所数) (相談員数) (相談件数)	箇所 人 件			
地域自立支援協議会	箇所			
住宅入居等支援事業	箇所			
成年後見制度利用支援事業	箇所			
コミュニケーション支援事業 (手話通訳者派遣件数) (要約筆記者派遣件数)	件 件			
移動支援事業	箇所 人 時間			
地域活動支援センター事業 (基礎的事業) (機能的強化事業)	箇所 人 件			
日中一時支援事業	件			
訪問入浴サービス	件			
日常生活用具給付等事業 (介護・訓練支援用具) (自立生活支援用具) (在宅療養等支援用具) (情報・意思疎通支援用具) (排泄管理支援用具) (居宅生活動作補助用具)	件 件			

(3) 地域生活支援事業の必要な見込量の確保のための方策

第6章 計画の推進

- 1 庁内関連機関の連携
- 2 関係機関との連携
- 3 人材の育成・確保
- 4 計画の進行管理
- 5 計画の弾力的な運用